

学年末及び学年始めにおける児童生徒の指導について

学年末及び学年始めは、児童生徒が1年間の生活を振り返り、新年度に向けての新たな意欲を培う上で極めて大切な時期であるが、ともすれば、日々の生活が不規則となり、事件や事故に巻き込まれたり、問題行動等を起こしたりしやすい時期でもある。

このため、学級（ホームルーム）活動等の時間などを活用し、児童生徒に学年末及び学年始めの休業の意義を十分に理解させ、一人一人が充実した生活を送ることができるよう、次の事項に留意して指導することが必要である。

また、児童生徒への指導に当たっては、法規法令を遵守（体罰の禁止を含む。）するとともに、正確な情報や事実を基にして適切に行う必要がある。

1 自律的で意欲的な生活態度を育てる

(1) 自律的で意欲的な生活を送る

児童生徒一人一人がこれまでの学校生活や学習を振り返って、休業中の生活設計を立て、その計画を意欲的に実行するよう指導する。

指導に当たっては、児童生徒との面接、教育相談や保護者との連携により、児童生徒一人一人が規則正しい生活設計を立て、自律的で意欲的な生活を送れるよう指導する。

(2) 倫理観や規範意識を育成する

学校や社会のルール、モラルを理解させ、それを守ることの重要性に気づかせる指導を行う。その際、窃盗などの少年非行の多発や低年齢化という現状を踏まえ、こうした行為が犯罪であるという意識をもたせる指導を徹底する。

また、学校教育活動全体を通して、生命の尊さ、ものごとの善悪の判断等といった人間としての基本的な倫理観や規範意識が、さらに確かなものとなるよう指導する。

(3) 豊かな心を育成する（参考 URL 1）

児童生徒の人間性や社会性を養う体験活動を充実し、対人関係スキルや豊かな心の育成を推進する。その際、生徒指導資料 No. 30「豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の進め方について」等の活用を図る。

(4) 生活設計を立てる

児童生徒一人一人がこれまでの学校生活や学習を振り返って、休業中の生活設計を立て、その計画を意欲的に実行するよう指導する。

指導に当たっては、保護者と連携し、児童生徒の生活実態を踏まえた、継続的で実行が可能な生活設計を立てるよう指導する。

(5) 家族・地域社会の一員としての自覚を深める

ア 家族とのふれあいや対話の機会をできるだけ多くもつとともに、家庭内の仕事を分担し、自ら積極的に取り組むことによって、家族の一員として自覚が深まるよう指導する。また、地域の人々との関わりを大切にする中で、児童生徒が、身近な集団の中で自らの役割と責任について考えるなど、よりよく生きようとする態度を育てる。

イ 地域の行事やボランティア活動等への積極的な参加などを通して、地域社会の一員としての自覚を育てるとともに、社会奉仕の精神や連帯意識の育成を図り、望ましい人間関係が築けるようにする。また、障害をもつ児童生徒の地域における諸活動への参加が、積極的に推進されるように努める。

ウ 地域にある文化財等に関心をもち、調査や見学などを通して、地域の文化遺産を愛護し、尊重する態度を育てる。

エ ペットボトル等、ごみの散乱などによる環境の悪化が社会問題になっていることから、身近な地域で行われている環境美化活動に積極的に参加するよう指導し、環境美化に関す

る意識の高揚を図る。

2 自主的な学習活動をすすめる

(1) 自主的な学習活動への指導・支援について

児童生徒の興味・関心などに応じた学習目標を設定し、自主的に意欲をもって学習するよう指導するとともに、児童生徒の個性の伸長を図るよう努める。

(2) 学習課題を明確にした学習方法について

これまでの学習内容を振り返り、復習する内容等を明確にし、その学習の具体的な方法等について全体的・個別的な指導を行うとともに、児童生徒一人一人の個性を考慮し、それぞれが自分にあった学習計画を立てることができるよう指導する。

(3) 読書、創作活動への積極的な取組について

児童生徒が興味や関心をもっている読書、創作活動などに自主的・継続的に取り組ませ、個性の伸長を図るよう指導・支援する。

(4) 図書館、美術館等の積極的な利用について

図書館、美術館、博物館等の利用を通して、地域文化等への関心を深めるとともに、文化に親しむ態度を育成する。

また、図書館等公共施設を利用する場合は、マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけないよう指導する。

(5) 補助教材やワークブック等の使用について

補助教材やワークブック等を使用する場合は、あらかじめ学校において、その内容を検討して、適切なものを選択するとともに、必要に応じて事前・事後の指導を加える。

3 健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る

(1) 疾病等の治療について

健康診断等で指摘されている疾病等は、この期間中に治療を完了するよう指導する。

(2) 規則正しい食生活について

食は、人間が生きていく上での基本的な営みのひとつであり、健康な生活を送るためには欠かせないものである。脂肪の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食など栄養の偏りや食生活が乱れないよう、食事の重要性や楽しさを理解させるとともに、健康の保持増進のために望ましい栄養や食事のとり方について指導する。

(3) 体力づくりや健康の保持増進について

一人一人の児童生徒の体力に応じて、自ら進んで運動に親しむことができるよう指導するとともに、健康で安全な生活を送るための態度や習慣等を身に付けさせるようにする。

また、インフルエンザについては、令和元年12月6日付け「今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について（通知）」を参考に、インフルエンザを予防する有効な方法として、外出後の手洗いの徹底や加湿器などを使って室内を適切な湿度（50～60％）に保つこと、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取により体の抵抗力を高めること、インフルエンザの流行時には、人混みなどへの外出を控えることなどについて指導する。

インフルエンザに罹患した場合は、早めに医療機関を受診し、咳を人に向けて発しない、不織布製マスクを使用するなどの咳エチケットを守ることにについても指導する。

また、新型コロナウイルスの対応については、日々状況が変化しているため、最新の情報に基づき対応すること。

(4) 交通安全について（参考 URL 7, 15）

道路交通法の改正により、平成20年6月1日から、13歳以上の生徒等は、原則として自転車の歩道通行ができないことが明確化されるとともに、幼児児童に係るヘルメット着用努

力義務の導入が図られた。

また、平成25年12月1日から自転車が行き通れる路側帯は、道路左側に限られることとなった。

さらに、平成27年6月1日から自転車の運転による交通の危険を防止するために3年以内に危険行為を2回以上繰り返した者（14歳以上）に対し、都道府県公安委員会が自転車運転者講習の受講を命ずることができることとなった。

自転車指導警告票等交付件数（平成31年1月～令和元年12月）

	飲酒 運転	信号 無視	二人 乗り	無灯 火	指定場 所一時 不停止	傘差 し等	歩行者 に危険 を及ぼ す違反	イヤホ ン等 使用	その他 (右側通行、並 進、二人乗り、携 帯、踏切不停止)	合 計
高校生	0	27	136	126	22	110	431	21	28	903
中学生	0	4	17	28	2	8	39	1	8	107

※「歩行者に危険を及ぼす違反」とは、道路交通法17条の2第2項(路側帯通行時における歩行者の通行妨害)、第19条(並進禁止)、第63条の4第2項(歩道通行時における歩行者の通行妨害)をいう。

これらを踏まえ、児童生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、指導警告票交付状況の活用などにより、二人乗り、傘差し運転、イヤホン等使用の危険性などを再認識させた自転車の安全な乗り方について指導し、「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナー遵守の安全利用を促進するとともに、交差点における一時不停止による自転車の交通事故多発の状況も見られることから、交通ルールを守らなかった場合の危険性及び責任の重大性を理解させるなど、交通安全指導のより一層の徹底を図る。

特に、自転車利用時には早めにライトを点灯することや徒歩等で外出・登下校等の際には、反射材用品やLEDライト等を活用することなど、児童生徒に危険予測・危険回避能力を高める交通安全指導の徹底を図るとともに、定期的に自転車安全点検を実施し、自転車事故被害者の救済のための損害賠償責任保険等への加入の必要性等の周知を図る。

また、小学生については、自転車乗車時に乗用ヘルメットを着用するよう指導するとともに、保護者への啓発を行う。特に、小学校1年生においては、入学後、飛び出し等の交通事故が多発している現状を踏まえ、入学前後のあらゆる機会を捉え、交通事故未然防止の指導・啓発を行う。

さらに、他人の車や二輪車に安易に同乗して、交通事故に巻き込まれないよう指導するとともに、高校生については「三ない運動（運転させない、買わせない、免許を取らせない）」の徹底に努める。

新学期に向け、通学路の安全点検及び安全対策を講じるとともに、所轄の警察署とともに広島県警察作成「交通安全教育指導者マニュアル」を活用した交通安全教室を計画・実施するなど、児童生徒に危険予測・危険回避能力を高める交通安全指導の徹底を図る。

(5) 部活動について

部活動の実施に当たっては、健康などにも配慮した適切な指導計画を立て、十分な事前指導を行う。また、活動の実態、児童生徒の体調の変化等を掌握し、体罰や行き過ぎた指導がないようにするとともに、活動中の事故・災害に対応するため緊急連絡体制をつくる。

(6) 遊び場について

遊び場については、危険なところはどこかを気付くよう指導するとともに、家庭、地域社会及び関係機関との連携を図り、危険なところ（河川や山も含む）や立ち入り禁止区域（鉄道線路内など）へ行かないよう指導する。

(7) 遊具・玩具類について

ア 危険な物や有害な物、特に有害玩具刃物類に指定されている威力の強いソフトエアガン

やナイフ等を購入したり使用したりしないよう指導する。

イ 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させることは、人などへ危害を加える恐れがあることなどから航空法が改正され、平成27年12月10日に無人航空機を飛行させる際の飛行ルールが施行されている。

そのため、多くの人が集まる場所や飛行禁止空域などにおいては、無人航空機を飛行させないよう指導する。

ウ ローラー付シューズ等について、安全装備未使用の事故や店舗内や歩道などの公共の場での使用による苦情が多いこと、さらには交通の頻繁な道路でこのような商品を使用して遊ぶなどの行為は道路交通法の禁止行為に当たることから、使用方法や使用場所について指導する。

エ 平成29年6月22日付けで「位置情報を活用したスマートフォンゲームの使用について」で通知したとおり、歩きスマホによる交通事故が発生していることから、危険性や侵入禁止場所への侵入によるトラブルの発生といった事実を踏まえて適切な指導をする。

(8) 火気の取扱いについて

たき火等の火遊び、ストーブ等の暖房器具の不注意な取扱いなどが火災の原因となっていること、火災の恐ろしさなどについて周知し、火災予防を心がけるよう指導する。また、児童生徒がライター等で火遊びをしないことなど、火の危険性について認識させ、不必要に火気を取り扱わないよう指導する。

4 命の大切さへの理解を深め、望ましい人間関係を築く力を養う（参考 URL 1, 3）

(1) 命の大切さへの理解を深めることについて

生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解を深めるよう指導するとともに、命の大切さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図るよう働きかける。

また、平成30年2月2付け「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）」を踏まえ、生徒指導資料No.35や平成30年9月7日付け「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（通知）」等を参考に、SOSの出し方に関する教育の推進をする。さらに、令和元年12月5日付け「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」を踏まえ、長期休業日が終了した学期始め等の時期にあつては、児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいという認識の基、教職員が連携・協力し、法及び法に基づく国の基本方針に沿って対応する。

(2) 家族での話合いについて

生命をいつくしみ尊重することの大切さや目標をもって積極的に生きていくことの大切さなど、人間としての生き方等について、機会を設けて家族で話し合うことを働きかける。

(3) ボランティア活動について

社会奉仕の精神を養うとともに、思いやりの気持ちや、ともに生きることの大切さについて理解を深めるよう指導する。

5 いじめの未然防止に努める（参考 URL 1, 3, 10, 18, 21）

平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」、平成29年3月14日改定の「国の基本的な方針」及び平成26年3月19日策定の「県の基本方針」を受け、各学校が設置しているいじめ防止委員会を中心とした校内組織体制の充実を図るとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組をより一層充実する。

このため日頃から、教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する取組を進め、相手を思いやる心や規範意識を育成したり、悩みを気軽に相談できる教育相談体制を確立したりすることが大切である。

また、いじめの早期発見・早期対応のための実態把握の手法として「アンケート調査」と「個別面談」等を、年間を通じて計画的に実施するとともに、各校の実情に応じて、「個人ノート」や「生活ノート」といった「教職員と児童生徒の間で日常的に行われている日記等の活用」など、児童生徒から直接状況を聞く機会を設けることが必要である。なお、「アンケート調査」については実施時期、回数、「記名式」と「無記名式」の併用などの検討を行い、児童生徒の悩みをより把握しやすいよう一層の工夫を図り、平成30年4月11日付け「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」にあるように、保護者及び生徒へ資料を配付し説明等を行うこと。

学校は、被害児童生徒を必ず守るという姿勢を示すとともに、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要である。

特に、長期休業中は校外でのいじめが発生することも考えられることから、警察や保護者等と計画的に連携し、児童生徒の状況を把握する。

6 不登校児童生徒を支援する（参考 URL 1, 3）

不登校の解決を図るためには、「不登校への取組が、教育力を高める」という基本認識のもと、各学校が不登校を課題として認識し、校長の明確な学校経営ビジョンと組織的な不登校児童生徒への指導・支援活動を通して、すべての児童生徒が安心して通え、生き生きと学ぶことができる魅力ある学校づくりを進めることが必要である。

このため教職員と児童生徒及び児童生徒同士が互いに信頼関係を深め、教育活動を充実させることが重要である。とりわけ、不登校児童生徒に対する家庭訪問を継続し、学習の補充を行うなど、新年度に向け学校、家庭及び関係機関が密接な連携を図ることが大切である。

また、就学・進学など、それまでとは違う環境に入る際に不安感やストレス等が増大し、不適応が生じやすいことが指摘されていることから、必要に応じて前籍校園での様子（欠席状況や関係機関との連携の有無、指導内容等）を把握するなど、現籍校で適切な関わりができるよう十分な情報連携を行うとともに、合同で家庭訪問を行う行動連携など、校種間連携の充実を図ることが大切である。

7 中途退学の未然防止に努める（参考 URL 1, 3）

中途退学の未然防止に向けて、学校は教育活動全般において生徒理解を深め、一人一人の生徒の状況を把握するとともに、生徒が悩みや不安を相談しやすい体制を作ることが必要であり、生徒の能力、適性、興味、関心や将来の進路希望等を把握し、生徒が自己の将来を見通し、意欲的に学習するよう組織的、計画的な進路指導を推進する。

また、長期休業中は、生活習慣の乱れなどから、規範意識や学習意欲の低下をまねくこともあるため、家庭と連携し、生徒が自ら学ぶ意欲を高め、主体的に学習する習慣を身に付けさせるよう取組を進めることが大切である。

8 問題行動の未然防止に努める（参考 URL 1, 3）

長期休業中は、生活が不規則になりがちで、問題行動が発生しやすい時期であるため、次の事項については、特に指導を徹底し規範意識の向上を図るとともに、家庭・地域及び関係機関等と協力して巡回指導を行うなど、その未然防止に努める。

児童生徒と積極的に問題行動について話し合い、児童生徒が自らの問題としてこれを捉え、

解決できるよう指導することが大切である。

(1) 暴走族等について (参考 URL 1, 2, 3, 8, 9)

広島県警察本部によると、現在、広島県内において暴走族は確認されていないが、様々な地域において結成の動き又は予備軍の存在が憂慮されると説明されている。

平成30年に暴走行為(共同危険行為等)で検挙総数は211人で、平成29年と比較すると57人(21.3%)減少しているが、依然、憂慮すべき状況である。

また、暴走族等については、暴走行為や集団的暴行事件などの集団的な違法行為を犯すだけでなく、特殊詐欺をはじめとした各種の犯罪のきっかけになることもある。

そのため、次の点について指導すること。

ア 暴走族等を結成させないよう、暴走行為の危険性等を十分理解させ、家庭及び関係機関とも十分に連携し、指導する。

イ 暴走族等を結成しようと誘われる等の児童生徒や保護者からの相談に応えるために整備した電話相談体制を活用するよう周知する。

(ア) 県教委暴走族相談電話(月～金、9:00～17:00 TEL:082-227-5034)

(イ) ヤングテレホン広島(毎日24時間 TEL:082-228-3993)

(ウ) 子ども何でもダイヤル(年末年始を除く毎日、9:00～17:00 TEL:082-255-1181)

(2) 飲酒・喫煙について (参考 URL 1, 2, 3)

飲酒・喫煙の低年齢化、常習化の傾向が見られる。未成年者の飲酒・喫煙は法律で禁止された行為であるとともに、身体に悪影響を与えることを理解させる。また、事情を承知の上で親権者や監督すべき立場にある者が、未成年者の飲酒・喫煙を制止しなかったり、販売者が販売したりしたときは、法的制裁を課すことが定められている。これらを踏まえ、家庭・地域及び関係機関と協力して、飲酒・喫煙の防止に努める。

(3) 窃盗・万引きについて (参考 URL 1, 2, 3, 9)

窃盗・万引きは、校外における問題行動の中で依然として高い割合を占めており、児童生徒が遊び感覚や集団心理などから窃盗事件に及ぶなど当事者の罪の意識が低い傾向がある。

広島県警察が発表している「平成30年中の非行少年検挙・補導状況」では、非行少年の総数は1,056人で、うち中学生以下が56.3%を占めており、非行の低年齢化が顕著となっている。

また、刑法犯少年総数の53.5%が万引きや自転車盗等の初発型非行であるため、善悪の判断や自制心・公德心などの道徳意識を高め、窃盗は犯罪であることを自覚させるとともに、特に、家庭、地域及び関係機関等との連携を密にして、校外における問題行動を未然に防止する指導を行う。

(4) 暴力行為・金銭(品)強要について (参考 URL 1, 2, 3)

長期休業中は、校外での生活が多くなり、ともすれば交友関係等から暴力事件に巻き込まれたり、金品を強要されたりしやすいので、交友関係や生活態度等について十分な指導を行うとともに、万一被害を受けた場合は、自分だけで解決しようとせず、速やかに保護者や学校等に相談するよう指導する。

また、学校だけの抱え込みになることのないよう、警察など関係機関とも積極的な連携を図る。

(5) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用について (参考 URL 1, 2, 3)

薬物乱用の動機は、その大半が好奇心や間違った情報によるものであり、その防止に向けては、薬物乱用は心身に多大の悪影響を与えるだけでなく、場合によっては生命の危険にも及ぶおそれがあることについて理解を深めさせるとともに、「ダメ。ゼッタイ。」と言える勇気を持たせ、自己を大切にすることを指導する。

令和元年7月1日付け「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（通知）」を踏まえ、大麻や危険ドラッグを始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識に指導し、薬物乱用防止の取組を積極的に推進する。

また、スマートフォンをはじめとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、児童生徒が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、これらの薬物に関する情報を閲覧しないようにするためのフィルタリング機能を設定するよう促す。

(6) 性に関する問題行動について（参考 URL 1, 2, 3）

性に関する問題行動の背景には、人間関係の希薄さや性に関する誤った情報などがあり、児童生徒の心と体の健康を損なう行為である。

今日、児童生徒を取り巻く環境は、テレビ、雑誌、DVD、インターネット等により、性に関する様々な情報が氾濫するとともに、コミュニティサイト等が社会問題になるなど、極めて憂慮すべき状況にある。

このため、すべての児童生徒に性の問題に対して、適切な判断ができるよう指導の徹底を図るとともに、日頃から児童生徒の生活実態の把握に努め、人間尊重の精神に基づいた性に関する指導を学校教育のあらゆる機会を通して行う。

また、保護者に対しても、これらの問題や児童生徒の置かれている性に関する状況について理解を求めるとともに、日常の児童生徒の生活状況に十分配慮するよう働きかけることが必要である。

(7) 金銭の浪費及び遊技場への出入りについて

金銭の使い方については、浪費癖がつかないように指導するとともに、児童生徒だけでカラオケボックス、インターネットカフェ等の利用は行わないよう指導し、遊技場への出入りについて、その問題性を児童生徒に理解させ、立ち入らないよう指導する。

また、各種パーティー等への参加についても保護者の承認のもとに参加するよう指導する。

(8) ゲームセンターの法的規制について

ゲームセンターへの青少年の立入りの制限については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成27年6月改正）により、18歳未満は午後10時から翌日の午前6時までの時間、入場が禁止されている。

さらに、広島県の同法律施行条例（平成27年12月改正）により、平成28年6月23日から、16歳未満は午後6時から午後10時までの時間も保護者同伴でなければ入場することを禁止している。この条例等を踏まえ、児童生徒や保護者に青少年の夜間の外出及び遊技場への立ち入り等について理解させ指導する。

(9) 夜間の外出について（参考 URL 1, 2）

近年、児童生徒が安易に夜間の外出をする傾向があるが、夜間における外出は問題行動に関与したり、巻き込まれたりするなど危険があることを児童生徒に周知する。やむをえず夜間外出する場合には、前もって帰宅時間や行き先を必ず保護者に伝えておくように指導する。

また、広島県青少年健全育成条例では23時以降、正当な理由がなく徘徊した場合には警察による補導の対象となることを周知する。

(10) 外泊・家出について（参考 URL 1）

保護者を伴わない安易な外泊には、たとえ短期であっても生活や交友関係の乱れが伴うことがある。特に長期休業中は外泊が長期にわたったり、遠距離の家出に発展したりすることもあるので、児童生徒の交友関係や家族の在り方について考えさせる指導をする。

また、外泊に当たっては、必ず保護者に了解をとるよう指導するとともに、家出に伴う危険性や影響について指導し、家庭との連携を強化して、その未然防止に努める。

さらに、保護者が、容易に連絡がとれるという思いから、安易に外泊を許すことのないよ

う指導する。

(11) 鉄道線路内への立ち入りや置き石等について

鉄道線路内への立ち入りや置き石、自動車専用道路等への投石は、脱線事故や人身事故等の重大事故につながる悪質な行為であり、命に関わる問題行動であることを児童生徒が十分理解するよう指導するとともに、保護者と緊密に連携し、事故防止のため指導の徹底を図る。

(12) 携帯電話等 ICT 機器の使用について（参考 URL 1, 3, 5, 6, 11, 12, 13, 20）

※(12)～(15)の項目に係る指導に当たっては、「学校現場のためのサイバーセキュリティ必携」（平成30年10月）を参考にすること。

携帯電話等の急速な普及に伴い、無料通話アプリや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや不適正な利用により、児童生徒の犯罪被害、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られる。また、食事や入浴の際にも携帯電話等が手放せないなど、携帯電話等に依存する状況も見られる。最近では、コミュニケーションアプリが普及し、その閉鎖性の高さからネット上でのいじめの発見が難しくなるなど、更なる問題も発生している。

このような現状から平成20年度に教育長会、校長会及びPTA団体の代表で構成される「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、携帯電話に係る様々なトラブルから児童生徒を守るために、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を展開することとし、「学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう」、「家庭では、保護者が子どもの携帯電話に責任を持ちましょう」、「家庭では、わが家のケータイルールを作りましょう」、「学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう」の4つの提案がなされた。

そして、平成30年度携帯電話等に係る啓発活動推進会議において、新たに5つの提案が行われた。特に平成20年度と同推進会議で提案された取組のうち、「学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう。」について、高等学校段階においては、「学校では、生徒が校内でスマホ等を使用しない指導を徹底しましょう」に見直されるとともに、「児童生徒がスマホ等の問題について主体的に考える機会を与えましょう」が追加された。

については、児童生徒がスマートフォン等の問題について考える場を積極的に与えるなど学校における取組を推進し、平成27年2月24日付け『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』に係る保護者向け啓発資料の送付について（通知）」のとおり、家庭での学習時間を確保するため「携帯電話・スマートフォンによる通信を午後9時以降はしない」という「我が家の『ケータイルール』」を各家庭において作成する取組の充実を図る。その際、改めて保護者と子供が十分に話をする機会を設け、携帯電話等が本当に必要かどうかや、スマートフォン等の使用ルールを作ることなど、『我が家のスマホルール』を作成することなど保護者へ働きかけを行うことが大切である。

なお、小中学校段階においては、引き続き、スマートフォン等を学校へ持ち込ませない指導の徹底を図る。

また、インターネットに接続し、有害情報によるトラブルや犯罪被害を防ぐために、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）機能をはずさないよう、保護者に協力を求めることも重要である。

さらに、サイバー犯罪は、匿名性が高いこと、犯罪の痕跡が残りにくいこと、不特定多数の者に被害が及ぶなどの特徴があるため、犯罪やトラブルの被害に遭わないように指導するとともに、サイバー犯罪に関する相談は、関係機関と連携を図り適切に対応するよう周知することが必要である。

特に進学や進級の機会に携帯電話等を購入することも多いことから、令和2年1月28日付け「『春のあんしんネット・新学期一斉行動』について（通知）」の趣旨を踏まえ、入学式・

入学説明会・保護者会・ホームルーム等の様々な機会を活用し、保護者や児童生徒に対して、スマートフォン等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を行うとともに、スマートフォン等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組を推進する。

なお、こうした取り組みを実施するに当たり、学校外の関係機関等の協力を得ながら進めることが有効であり、「e-ネットキャラバン講座」や、県警と通信業者と共同した犯罪（非行）防止教室（ドコモ・ポリス・パック等）を積極的に利用することが望ましい。

※参考：平成31年4月8日付け『「e-ネットキャラバン講座」の推進について（通知）」

平成31年4月12日付け「通信事業者と共同した犯罪（非行）防止教室実施に係る再通知について（通知）」

(13) 出会い系サイト、コミュニティサイト等について（参考 URL 1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 13, 20）

警察庁の調べによると、平成30年における SNS に起因する被害児童数は1,811人である。近年増加傾向にあった SNS に起因する被害児童数は前年度比で横ばいとなっている。

引き続き、児童生徒に SNS を通じての出会い系サイト等の危険性について十分理解させ、安易に出会い系サイト等にアクセスさせないとともに、送信されてきたメールは削除するなど自分の身を守るために「見ない」、「書き込まない」、「絶対に会わない」の指導を徹底する。

さらに、コミュニティサイト（出会い系サイトを除く。）に起因する事犯が大幅に増加していることから、保護者に対するサイト利用に伴う危険性の周知等を徹底する。

また、平成15年9月13日に施行された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の趣旨を周知し、特に18歳未満の児童生徒も処罰の対象になっていることを指導する。

なお、SNS に起因する事犯の被害児童のうち約9割がフィルタリングを利用していないという事実があることから、保護者に対しても、携帯電話等に係る犯罪被害の実態やインターネットの危険性、フィルタリングの重要性・必要性等について繰り返し啓発し、協力を求める。

(14) インターネット等の利用について（参考 URL 5, 11, 12, 13, 20）

高度通信ネットワーク社会の進展により、インターネットは電子メールやホームページの閲覧、インターネットショッピングなど様々な用途で活用されている。

一方、詐欺・悪質商法（架空・不当請求メール、ワンクリック詐欺等）、オークション被害、名誉毀損・脅迫等のサイバー犯罪、学校裏サイト（学校非公式サイト）・ブログ・プロフなどが社会的問題となっていることから、児童生徒及び保護者にインターネットの利用に伴う問題点を理解させるとともに注意を喚起する。

特に、サイバー犯罪は、匿名性が高いこと、犯罪の痕跡が残りにくいこと、不特定多数の者に被害が及ぶなどの特徴があるため、犯罪やトラブルの被害に遭わないように指導するとともに、サイバー犯罪に関する相談は、関係機関と連携を図り適切に対応するよう周知する。

(15) SNS 等の利用及び投稿について（参考 URL 5, 11, 12, 13, 20）

多く使用されているコミュニケーションツールである LINE、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等への投稿は、一度書き込むとコピー等され当該データの回収が不可能であることや犯罪に巻き込まれ、命に係わる事件になってしまう恐れもあることを理解させ、人を誹謗中傷する内容の投稿、他人のプライバシーを侵害する投稿、反社会的行為や法律で禁止されている行為の投稿、悪ふざけ等の動画を投稿することがないように、注意喚起を図ると同時に、投稿した写真等の情報から個人を特定される恐れもあることも合わせて指導すること。

また、平成30年8月10日付け「広島県ホームページへの自画撮り被害防止ページの掲載

について」のとおり、自撮りにより性犯罪にあった児童生徒が増加していることを理解させ、安易に関連する画像をSNS上に載せたり他人に送信しないよう指導するとともに、犯罪に問われる場合もあることも認識させる。使用する際の情報モラル及び情報の管理や発信する責任について適切な活用の在り方を身に付けさせるようにすること。

その際、保護者にも家庭での使用について協力を求めること。

9 非行防止及び犯罪被害等の未然防止に努める

(1) 非行防止教室の実施について（参考 URL 2）

教職員による非行防止教室を教育活動の中に位置づけ計画的に実施し、問題行動及び犯罪被害の未然防止に努める。その際、生徒指導資料 No. 24「生徒指導上の諸問題を未然に防止する指導プログラム例」、No. 26「万引きなど窃盗等の実態と対応について」、No. 29「携帯電話等 IT 機器の適切な使用に関する指導の在り方について」、「携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル～サイバー犯罪被害防止～」、「生徒指導充実のための道徳実践事例集」や文部科学省「非行防止教室等プログラム事例集」等の活用を図る。

また、外部講師による非行防止教室については、各学校の実情や課題を踏まえて、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら実施する。

(2) 犯罪被害等の未然防止について（参考 URL 4, 8）

本県においても、いわゆる不審者が頻繁に出没している。

児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう、児童生徒の安全を確保する体制を整備し、危険予測、危険回避能力を高める取組を実施するとともに、身の回りの不審な出来事等について、相談しやすい環境づくりに努める。

また、児童生徒が事件・事故などに遭遇した場合には、直ちに学校や保護者、警察等へ連絡するよう指導するとともに、保護者、地域、関係機関との連携を図り、様々な情報交換に努め、迅速な対応ができるよう体制を整えておく。

さらに、児童生徒に事件・事故に巻き込まれたときの対応策を考えさせるとともに、具体的な行動について、ロールプレイング等を活用して指導する。

10 「振り込め詐欺」防止に努める（参考 URL 8, 11）

(1) 児童生徒を狙った「振り込め詐欺」について

実際には使用していない有料サイトの利用料金等の名目で金銭を騙し取る詐欺事件の被害に遭わないよう、次の3点を指導する。

ア 利用した覚えがなければ現金を振り込まない。

イ 相手に連絡しない。相手に自分の氏名・住所を教えない。

ウ 見覚えのないメールに表示されているアドレスにはアクセスしない。

(2) 児童生徒による「振り込め詐欺」について

「振り込め詐欺」で逮捕された犯人の中には中・高校生もおり、安易な気持ちで引き出し役を引き受けたり、詐欺に使うために通帳やキャッシュカードを作ったりしている。犯罪に加担しないよう次の2点を指導する。

ア 預貯金の引出しを頼まれても引き受けないこと。

イ 通帳の売買は犯罪であること。

11 自転車盗の被害防止に努める

平成30年中の本県における自転車盗は、3,240件発生しており、前年に比べ501件減少している。被害者年齢別では13～19歳が39.4%を占めている。被害者における無施錠率は65%を占めていることから、引き続き、自転車盗の被害に遭わないために、次のことを理解させる。

- 駐輪場などに自転車を置くときは、面倒がらずに鍵をかけ、きちんと整頓して駐めておく。
- 鍵を2つ以上かけると、盗まれる確率が非常に低くなる。わずかな時間でも、必ずツーロックを心がける。
- 自転車盗は、盗む者が悪いことは当然であるが、鍵をかけずに駐めていたり、道路や公園などに長期間放置したりすると、交通の妨害になり迷惑がかかるだけでなく、安易に交通手段として使おうとする者も出て、自転車盗を生み出す一つの原因になることがある。路上駐輪をせず駐輪場を利用する。

12 アルバイト就労について適切に対応する（参考 URL 3）

アルバイトの許可に当たっては、必ず「許可願」を学校に提出するなど、勤務先、勤務条件、アルバイトの目的等を明確にして、保護者や事業所と十分協議し、連携をとりながら行うことが大切である。

また、アルバイトの持つ意義や問題点について考えさせ、きちんとした意識をもって就労するように指導するとともに、正しく労働基準法を認識させておくことが必要である。

さらに、その許可については、青少年の健全な育成の観点から健康、安全面や事故発生時の責任の所在等も検討したうえで慎重に行うことが重要である。

13 児童虐待防止に努める（参考 URL 3, 14, 22, 23）

平成 22 年 3 月 30 日付け「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」並びに「児童虐待の防止のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）」及び平成 24 年 4 月 13 日付け「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進（通知）」を踏まえ、日頃から児童生徒の状況把握を行い、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童生徒の適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるように努める。その際、平成 25 年 2 月 14 日付け「児童虐待に係るチェックリストの活用について（通知）」で示したチェックリスト、令和元年 5 月 10 日付け『学校・教育委員会向け虐待対応の手引き』の送付について（通知）」及び令和 2 年 2 月 13 日付け『学校現場における虐待防止に関する研修教材』の送付について」を参考にすること。

具体的には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、また、児童虐待の疑いがある場合には、確証がなくても、福祉事務所又はこども家庭センター（児童相談所）へ通告し、疑いの根拠となる事情を明確に伝え、その後も関係機関と連携し、当該児童生徒に必要な支援を継続して行うなど適切に対応する。

また、平成 31 年 3 月 6 日付け「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」及び「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（通知）で示しているように、定期的な情報提供については、市町等と学校との間で協定を締結するなど、事前に情報提供の仕組みについて合意しておくことが望ましい。

なお、定期的な情報提供の頻度や、対象となる児童生徒を柔軟に設定するなど、こども家庭センターを中心とした児童虐待防止に向けた対応が、実効性のあるものとなるよう取組を充実する。

さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年 10 月 1 日から施行されたことを受けて、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等の適切な対応を行う。

そして、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年 6 月に公布、令和 2 年 4 月 1 日から施行されるため、学校と関係機関との連携を明確に

し、校内での児童生徒の情報共有を密にして、虐待の早期発見に努める。その際、学校の教職員は、正当な理由がなく、児童虐待に関する児童生徒の情報を漏らすことのないよう虐待防止に係る対応が一層適切に行われるよう取り組む。

14 性同一性障害や性的指向・性自認に係るきめ細かな対応の促進に努める（参考 URL 1, 19）

（1）相談窓口の周知について

平成 29 年 10 月に開設されたエソール広島内の L G B T 電話相談窓口について、平成 30 年 6 月 1 日付け「エソール広島における L G B T 電話相談実施日拡充に係る周知について」を踏まえ、校内の掲示板及び各教室等に掲示するとともに、学校だよりや保健だより等の配付物を利用するなどして児童生徒及び保護者への周知を図る。

（2）教職員及び保護者の理解の促進について

平成 28 年 4 月 11 日付け『「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」について（通知）」及び平成 28 年 10 月 6 日付け「生徒指導資料の作成について（通知）」に示したとおり、生徒指導資料 No. 38 等を活用した校内研修の実施により教職員の理解を深める。また、PTA の研修会や役員会等の場を利用し保護者の理解を促進する。

なお、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、図書室や保健室に性同一性障害や性的指向・性自認への理解を促進する書籍を置くなどして、当事者及びその他の児童生徒に対していわゆる性的マイノリティに対する社会的認知が進んでいるというメッセージを間接的に伝えるなど、取組を工夫することも大切である。

15 相談機関窓口の周知を徹底する

教育相談窓口紹介カード等を活用して、相談窓口を周知徹底し、教育相談体制の一層の充実を図る。

- | | | | | |
|---|---|-------|--------|----|
| ○ 児童相談所全国共通ダイヤル（全国）
<small>いちはやく</small>
<u>1 8 9</u> | ○ ひろしまチャイルドライン（認定 NPO 法人）
【18 才までのこどもがかけるでんわ】
<u>0 1 2 0 - 0 8 1 - 8 1 2</u> | | | |
| ○ 24 時間子供 SOS ダイヤル（全国）
<small>なやみいおう</small>
<u>0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0</u> | <u>0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7</u> | | | |
| ○ いじめダイヤル 24（広島県）
<u>0 8 2 - 4 2 0 - 1 3 1 3</u> | ○ 子どもでんわそうだん（広島弁護士会）
<u>0 9 0 - 5 2 6 2 - 0 8 7 4</u> | | | |
| ○ 心のふれあい相談室（広島県）
<u>0 8 2 - 4 2 8 - 7 1 1 0</u> | ○ 子どもの人権 110 番（広島法務局）
<u>0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0</u>
<small>インターネットからもそうだんできます。（「子どもの人権 110 番」で検索）</small> | | | |
| ○ こころの相談室（広島県）
<u>0 8 4 - 9 2 5 - 3 0 4 0</u> | ○ ヤングテレホン広島（広島県警）
<u>0 8 2 - 2 2 8 - 3 9 9 3</u> | | | |
| ○ 広島いのちの電話（社会福祉法人）
<u>0 8 2 - 2 2 1 - 4 3 4 3</u> | ○ 少年サポートセンターひろしま
<u>0 8 2 - 2 4 2 - 7 8 6 7</u> | | | |
| ○ L G B T 電話相談（エソール広島）
<u>0 8 2 - 2 0 7 - 3 1 3 0</u> | ○ 少年サポートセンターふくやま
<u>0 8 4 - 9 2 5 - 7 0 1 1</u> | | | |
| | ○ SNS 相談（厚生労働省）
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>SNS 相談</td> <td>検索</td> </tr> </table> | 厚生労働省 | SNS 相談 | 検索 |
| 厚生労働省 | SNS 相談 | 検索 | | |

16 学年末及び学年始め休業期間中の生徒指導及び教育相談体制を確立する（参考 URL 1, 3, 18, 22, 23）

学年末及び学年始め休業期間中に発生した問題行動等への対応について、あらかじめ教職員間でその指導の進め方を確認しておく等、教職員の人事異動等によって対応が遅れること等の不備が出ないように生徒指導体制を確立しておく。

特に、新たな環境で学校生活を送る新入生に対する面談内容等年度始めの教育相談体制についても確認しておくこと。

また、平成 27 年 4 月 6 日付け「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」、平成 30 年 2 月 18 日「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（照会）」の趣旨を踏まえ、学年末及び学年始め休業期間中も学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向け、定期的に本人や保護者と連絡を取り合い、教職員が組織として情報を共有し対応する。

また、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外からの帰国や国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は被災地から避難している児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒についても本人や保護者とも連携を十分に行い、情報共有を行っておくこと。

そして、学校は教育相談体制を確立しておき、児童生徒が家庭生活に関する悩みや心配、ネットや携帯電話を介したトラブルやいじめ等があった場合は直ぐに学校へ相談をするよう、児童生徒へ確実に伝えておくこと。

《主な参考資料》

【参考資料】 広島県教育委員会①

生徒指導資料	発行年月
生徒指導資料No.1 (改訂版) 窃盗・万引	平成 2年 4月
生徒指導資料No.2 (改訂版) シンナー等の悪用	平成 2年 4月
生徒指導資料No.4 (改訂版) 家出	平成 2年 4月
生徒指導資料No.6 (改訂版) 性に関する問題行動	平成 2年 4月
生徒指導資料No.9 (改訂版) 喫煙	平成 5年 7月
生徒指導資料No.12 いじめ	平成 7年 3月
生徒指導資料No.13 暴力行為	平成 7年 7月
生徒指導資料No.14 覚せい剤等の薬物乱用防止	平成 8年 7月
生徒指導資料No.15 テレクラ等の被害防止	平成 9年 6月
生徒指導資料No.16 暴力行為の未然防止について	平成 9年 7月
生徒指導資料No.17 学校・家庭・地域の連携について	平成 9年12月
生徒指導資料No.18 金銭強要(恐喝)について	平成10年 9月
生徒指導資料No.19 暴走族追放について	平成11年 9月
生徒指導資料No.20 危機管理について	平成12年 2月
生徒指導資料No.21 家庭・地域との連携の在り方	平成12年 9月
生徒指導資料No.22 出会い系サイト等の被害防止について	平成13年10月
生徒指導資料No.23 対人関係能力の育成について	平成14年12月
生徒指導資料No.24 生徒指導上の諸問題を未然に防止する指導プログラム例について	平成16年 1月
生徒指導資料No.25 (改訂版) 高等学校における問題行動への対応について	平成16年10月
生徒指導資料No.26 万引きなど窃盗等の実態と対応について	平成16年11月
生徒指導資料No.27 生徒指導重点校の取組について	平成17年 9月
生徒指導資料No.28 (改訂版) いじめ問題への取組みの徹底のために	平成18年12月
生徒指導資料No.29 携帯電話等IT機器の適切な使用に関する指導の在り方について	平成19年10月
生徒指導資料No.30 豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の進め方について ～社会奉仕体験活動を通して～	平成19年12月
携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル ～サイバー犯罪被害防止～	平成20年 7月
生徒指導資料No.31 (改訂版) 望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について	平成21年 3月
生徒指導資料No.32 児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について	平成21年10月
生徒指導のてびき (改訂版)	平成22年 3月
生徒指導資料No.33 生徒指導に係る保護者との適切な連携の在り方について	平成22年 9月
生徒指導資料No.34 不登校対策実践指定校の取組について	平成24年 2月
生徒指導資料No.35 児童生徒の命を守る指導の在り方について	平成25年 8月
生徒指導資料No.36 児童生徒の心の回復力を育成する指導の在り方について	平成26年 7月
生徒指導資料No.37 学校生活適応プログラムに基づく特別な指導について	平成27年 2月
生徒指導資料No.38 (改訂版) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ 細かな対応等について	平成28年10月
生徒指導資料No.39 児童生徒の心に寄り添う指導の在り方について	平成29年 2月
学校現場のためのサイバーセキュリティ必携	平成30年10月
生徒指導資料No.40 スクール・チャルワークの考え方を踏まえた相談・支援体制の在り方について	平成31年 3月

【参考資料】 広島県教育委員会②

資料名	発行年月
携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル～サイバー犯罪被害防止への作成について（通知）	平成20年 7月
児童生徒が活用する携帯電話等をめぐる問題への取組みの徹底について（通知）	平成20年 8月
「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）の送付について（通知）	平成21年 1月
学校における携帯電話の取扱い等について（通知）	平成21年 2月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について（通知）	平成21年 3月
望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について（通知）	平成21年 3月
「携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関する調査」について（通知）	平成21年 4月
子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果について（通知）	平成21年 6月
子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進について（通知）	平成22年 2月
生徒指導のてびき（改訂版）の送付について（通知）	平成22年 3月
学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）	平成22年 3月
児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）	平成22年 3月
児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について（通知）	平成22年 5月
児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）	平成22年 8月
子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画について（通知）	平成22年 8月
生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（通知）	平成22年 9月
「生徒指導提要」、 「平成21年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」の送付について（通知）	平成22年 9月
いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について（通知）	平成22年11月
「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果について（通知）	平成23年 2月
児童生徒に対する交通安全教育の徹底について（通知）	平成23年 5月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	平成23年 6月
被災児童生徒を受け入れる学校における諸問題等の防止の取組について（通知）	平成23年 6月
携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関する調査結果の概要について（通知）	平成23年 9月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」に係る保護者向け啓発資料について（通知）	平成23年10月
児童虐待防止に関する調査結果及び勧告について（通知）	平成24年 2月
児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について（通知）	平成24年 4月
広島県児童虐待危機管理要領の全部改正等について（通知）	平成24年 5月
県教育委員会委員長の「いじめに関する緊急メッセージ（教職員の皆様へ）」について（通知）	平成24年 7月
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）	平成24年 9月
いじめ等に関する主な通知文と関連資料の送付について（通知）	平成24年10月
犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）	平成24年11月
「いじめアンケート」の作成について（通知）	平成24年11月
「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知）	平成24年12月
児童生徒の問題行動に係る警察の学校連絡への対応について（通知）	平成24年12月
いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）	平成25年 1月
児童虐待に係るチェックリストの活用について（通知）	平成25年 2月
早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）	平成25年 5月
いじめ防止対策推進法の公布について（通知）	平成25年 7月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」の徹底について（通知）	平成25年 8月
いじめ防止基本方針の策定について（通知）	平成25年11月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」に係る保護者向け啓発資料の送付について（通知）	平成26年 3月
「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」の配付について（通知）	平成26年 5月
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（通知）	平成26年 7月
児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の審議まとめ「子供に伝えたい自殺予防」及び「子供の自殺等の実態分析」について（通知）	平成26年 7月
サイバー補導関係資料の送付について（通知）	平成26年 9月
「子供のための情報モラル育成プロジェクト」について（通知）	平成26年10月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」に係る保護者向け啓発資料の送付について（通知）	平成27年 2月
連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）	平成27年 4月
道路交通法の一部改正に伴う「自転車運転者講習」の施行及び自転車事故防止の推進について（通知）	平成27年 5月
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施について」（通知）	平成27年 5月
自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について（通知）	平成27年 6月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	平成27年 7月

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）	平成27年 8月
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（教職員向け）」について（通知）	平成28年 4月
自殺対策基本法の一部改正する法律の施行について（通知）	平成28年 5月
生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について（通知）	平成28年 6月
児童虐待への対応における警察との連携について（通知）	平成28年 6月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	平成28年 7月
児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）	平成28年 7月
平成28年度「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」の配布資料について（通知）	平成28年 11月
東日本大震災に伴う非難世帯へのメッセージについて（通知）	平成28年 12月
東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について（通知）	平成28年 12月
長期休業明けの児童生徒の見守り等の強化について（通知）	平成28年 12月
いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について	平成29年 4月
エソール広島におけるLGBT電話相談窓口開設に係る周知について（通知）	平成29年 10月
ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会のポスターについて（通知）	平成29年 11月
青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットを活用した積極的な広報啓発の推進について（通知）	平成30年 1月
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）	平成30年 2月
自撮りに起因する被害抑止等の対応について（通知）	平成30年 3月
「教育相談窓口紹介カード（平成30年度版）」の児童生徒への配布について（通知）	平成30年 3月
いわゆるアダルトビデオの出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する周知について（通知）	平成30年 5月
エソール広島におけるLGBT電話相談実施日拡充に係る周知について（通知）	平成30年 6月
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（通知）	平成30年 9月
広島県ホームページへの自撮り被害防止キャンペーンの掲載について	平成30年 8月
「学校現場のためのサイバーセキュリティ必携」の作成について（通知）	平成30年 10月
「いじめ対策に係る事例集」の公表について（通知）	平成30年 10月
児童の性的搾取等に係る被害相談窓口及び支援の周知に関するリーフレット（小学生用）「あなたは気づいていないかも!？」（通知）の周知について（通知）	平成30年 12月
「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（照会）」	平成31年 2月
「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」及び「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（通知）	平成31年 3月
「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について（通知）	平成31年 3月
高等学校段階のスマートフォン等の校内への持込みについて（通知）	平成31年 3月
「e-ネットキャラバン講座」の推進について（通知）	平成31年 4月
生徒指導の充実について（通知）	平成31年 4月
ギャンブル等依存症指導参考資料の送付について（通知）	平成31年 4月
「スマートフォンに係る啓発ポスター」の配付及び掲示について（通知）	令和元年 5月
「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の送付について（通知）	令和元年 5月
いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）	令和元年 5月
児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップの結果について（通知）	令和元年 5月
海外修学旅行等の安全確保について（通知）	令和元年 5月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	令和元年 5月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和元年 6月
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）	令和元年 7月
学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）	令和元年 7月
不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）	令和元年 11月
交通安全教育指導者マニュアルについて（通知）	令和元年 11月
冬山登山の事故防止について（通知）	令和元年 12月
今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について（通知）	令和元年 12月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和元年 12月
「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（通知）	令和2年 1月
「子ども電話相談カード」の配布について（通知）	令和2年 2月
「学校現場における虐待防止に関する研修教材」の送付について（通知）	令和2年 2月

【参考URL】

No.	資 料	URL
1	生徒指導資料No.1～No.40	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/seitosidousiryou.html
2	非行防止教室等プログラム事例集	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mondai04.htm
3	生徒指導のてびき（改訂版）	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/18seitoshidou-tebiki-shiryou-index.html
4	幼児児童生徒の安全を確保するための緊急対策について	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/16anzen-h13-07kanri-vol5.html
5	サイバー犯罪対策課	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police3/
6	警察庁 サイバー犯罪対策（出会い系サイト関連）	http://www.npa.go.jp/cyber/deai/pamphlet/index.html
7	広島県道路交通法施行細則改正	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/jitensya-rule.html
8	広島県警察	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/
9	少年情報（非行少年等検挙・補導状況など）	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police7/syonentoukei.html
10	いじめの問題の解決のために	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/18seitoshidou-ijime-ijime-index.html
11	携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル～サイバー犯罪被害防止～	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/100896.pdf
12	「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/05junior-other-seitosidou-index.html
13	高等学校段階のスマートフォン等の校内への持込みについて	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/koukousumahomochikominituite.html
14	広島県子ども家庭センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kodomokateicenter/1170806048844.html
15	TS マーク紹介リーフレット	https://www.tmt.or.jp/safety/pdf/kaitei-leaflet.pdf
16	子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afifile/2016/11/11/1304244_01.pdf
17	教師が知っておきたい子どもの自殺予防	http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
18	「生徒指導リーフ」シリーズ	http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html
19	性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）	http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
20	学校現場のためのサイバーセキュリティ必携	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/saiba-.html
21	いじめ対策に係る事例集	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm
22	「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afifile/2019/07/16/1416474_003.pdf
23	「学校現場における虐待防止に関する研修教材」	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afifile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf